

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：82705

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2012～2015

課題番号：24402050

研究課題名(和文) フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図

研究課題名(英文) Situation on Schooling of Children with Disabilities in the SEGPA/EREA as an Option of Inclusion and a Broader Point of View of Inclusive Education System in France

研究代表者

棟方 哲弥 (Munekata, Tetsuya)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・企画部・上席総括研究員

研究者番号：70229938

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は海外学術調査研究である。フランスの学業不振児教育部門における障害のある児童生徒の統合教育が、通常学級へのインクルーシブ教育進展の流れの中で、結果として2重の分離教育を生じさせている状況を明らかにした。1989年に障害者の定義変更があり、それまでの軽度知的障害者は、障害者でなく「学習不振児」となった。このため当該部門は、障害者の教育部門から通常学校へ変更されたが、教育の場の分離は継続されたため、このような状況が生じたものであった。合わせて、重度の知的障害のある子どもたちの一部がベルギーへの越境就学の対象となっていた事実を確認した。

研究成果の概要(英文)：In this Overseas Academic Research, we found that the reason why our targeted French segregated situation was established at EGPA sectors along with the expansion of their inclusiveness in the schools. In 1989, the traditional definition of mild intellectual disability of France was changed so that such special education sectors were changed into the category of ordinary schools. We also reported that a part of the children with severe intellectual disabilities are sent to Belgian special schools as if they were "Exiles".

研究分野：特別支援教育

キーワード：フランス インクルーシブ教育 海外学術調査 学業不振 就学 知的障害

1. 研究開始当初の背景

本研究の着想は申請者のフランス障害者権利条約批准に向けた里程標と就学訴訟ケースの研究(基盤研究(B)(海外学術調査)(H21~H23)(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)『フランス障害者権利条約批准の里程標とHALDEへの就学訴訟ケースの周辺事情(棟方哲弥)』の過程で見出された事実(疑念)に基づいており獨創性は高い。この着想にいたる“事実”は、申請者が、棟方(2010)フランス-2005年2月11日法とインクルーシブ教育の展開-、発達障害研究、第32巻2号、pp.135-145。に報告し、“疑念”は、棟方(2011)日本との比較からフランスの障害児教育の問題点、フランス教育学会紀要、23、19-28で報告した。

すなわち、以下のようなことである。まず、フランスは課程主義のため初等学校から原級留置を繰り返す子どもは学業不振児の教育部門に措置される。他方、インクルージョンの国策により障害児は通常教育に統合されるが、年次報告を丹念にみると全体で2%に満たない学業不振児の教育部門へ、統計上同年にインクルージョンされた障害児の26%が措置されていた。

実は、ここには別の重大な問題が生ずると思われた。というのも、現在は通常教育(障害児教育ではないという意味)に位置づけられる学業不振児の教育部門は、その背景は明らかではないものの歴史を遡れば1989年以前までは軽度知的障害児を教育する部門であった。すなわち、障害のある子どもを一般教育に受け入れるはずのインクルージョンの施策が、フランスにおいて「形式上は通常教育に位置づく学校」へ障害児を受け入れながら、実は、もともと障害児を受け入れるための教育の場へ送り戻しているに過ぎないことになるからである。さらに、申請者は、フランスのインクルージョンについて以下のような別の2つの問題点にも行き当たった。

まず、障害児の通常学校籍を形骸化させる「休学籍」の問題である。

フランスは、2005年2月11日法「障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法」の後、教育法典は2008年に“あらゆる障害児が居住地に最も近い学校に学籍を登録する”と明記するに至り、2010年2月にフランスは国連障害者権利条約を批准する。この障害児の通常学校籍への学籍一元化はフランスインクルーシブ施策の大きな一歩であるが、障害の程度により通常学校以外で教育を受ける子どもは、この通常学校籍を「休学籍(Inscription inactive)」として、障害児の通常学校籍を形骸化させている。

次は、行き場の無い重症児の実態である。厚生省系の特殊教育施設で推定15,000人、家庭で教育される重度重複障害児のうち、未就学の子どもが推定5,000人で合計20,000人が未就学とされる。ただし、前者は、就学

でなくとも施設内で専門の療法士、指導士による「特殊教育」を享受しているが、家庭における未就学児は真に解決策を待っている(études et résultats N° 564・mars 2007)とされることである。

このようにフランスが国を挙げて進めるインクルージョン施策とは裏腹に、その実態がどのようにインクルーシブであるのかについての全体像は、いまだ見えていないと考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、それぞれの“疑念”に対して、海外学術調査として、現地における聞き取り調査を中心に行う。また、インターネットで公開されている比較的新しい統計資料と現地で入手するデータを丹念に検証し、統計的裏付けを含めて、フランスのインクルーシブの全容の俯瞰を目指す。また、本研究の成果は、障害児のインクルージョンの問題点のみならず、『障害のある生徒』と『障害のない学業困難児』を合わせて、通常教育から分離するフランス課程主義教育の問題点を明らかにする公算が高く、これまでに指摘されている課程主義とインクルージョンの背反性について新たな確証を提供するという学術的意義の高い研究と考えられた。

3. 研究の方法

調査研究実施国はフランスであり、本研究のフランスでの研究協力者との打ち合わせと当該施設、団体への現地調査と研究協力者等との討議、研究機関における資料収集、フランス国民教育省のWebサイト等による統計情報の収集と分析によることとした。訪問先の第一がSEGPA(Sections d'enseignement général et professionnel adapté)と呼ばれる学業不振児クラスである。また、同様の重篤な学業不振生徒の教育施設である職業高校にあたるEREAなどEGPAと呼ばれる教育施設を加えて、通常学校における特別なユニットへの訪問調査、教育委員会への聞き取り調査、フランス国立障害研究所(CTNERHI)、国立特別支援教育高等研究所(INS-HEA)において研究資料を確認するとともに、研究に関する討議を行った。このために当該分野における同国の第一人者の一人であるAndré Philip氏(INS-HEA名誉所員・Revue du C. E. R. F. O. P.編集主幹)に研究期間を通しての協力を依頼した。

また、研究成果は国際学会への発表に加えて、研究成果のまとめと普及のためにフランスから研究者を招聘した公開シンポジウムを企画した。

研究の倫理については「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する倫理要項(平成16年10月5日制定)」を遵守して実施することとした。具体的には、倫理審査委員会を経て、インフォームド・コンセント、個人データの匿名化を徹底して研究を遂行し

た。なお、承諾依頼書、回答書は仏文で作成した。

4. 研究成果

平成 25 年度には、現地への渡航による研究協力者との研究協議、資料収集を行うことができた。国内での基礎資料は、現地での協議に利用するために我が国のインクルーシブ教育システムに向けた政策に関する資料の仏語訳に加えて、権利擁護官などが行っているインクルーシブな教育に関する資料について許可を得て日本へ紹介した。学習不振児の教育部門が障害のある子どもを受け入れるに至る歴史的な背景に踏み込んだ検討の必要性、訪問すべき機関、対象者の具体的な検討を行った。具体的には Nord 県 Lallaing 市にある Collège Joliot Curie (学業不振児のための一般教育と適応職業課程 SEGPA: Section d'enseignement général et professionnel adapté とインクルージョンのためのユニット ULIS: Unité localisée pour l'inclusion scolaire を設置する中等教育学校) において 4 人の保護者、3 名のコーディネータ、5 名の専科教員、2 名の支援員、1 名のレフェラント教師を対象に実施した。この際には、CERFOP の Philip 氏に同行依頼して指導助言を得るとともに、全体協議を行った。INS-HEA 資料室において、同研究所の旧研究紀要 (Les Cahiers de Beaumont) 等の保管資料の文献調査を実施した。特に、フランス中等教育の学業不振児教育を行う SEGPA の前身は SES (Sections d'éducation spécialisée) と呼ばれ、1965 年に設置されていた。同研究所の設立は 1954 年の政令によって設置された CNPS (Centre National de Pédagogie Spéciale) が前身であることから旧研究紀要を重要な資料と考えたものであった。調査の結果 Les Cahiers de Beaumont は、創刊が 1976 年であること、同誌の中に SES 等に関する特集号 (46 号と 47 号と特別号 1991, 1993) により、義務教育年限の延長との関連など、SES 設置の背景等に関する情報を得た。同誌の刊行以前について調べた結果、前身の CNPS の (正確には CNPS の教官と研修プログラム修了生の団体の) 紀要として「Écho」の存在、1950 年代から Cahiers (Les) de l'enfance inadaptée の存在が確認された。また、SEGPA du Collège Apollinaire、l' EREA Edith Piaf (地域適応教育学校)、Seine Saint-Denis 教育委員会、ULIS de Collège Georges Brassens de Sevran に l' EREA Croce Spinelli (地域適応教育学校) の調査により現状を把握した。さらに特別支援教育担当視学官より地域の現状について説明を受け、それぞれの学校で、学校長を通じて聞き取りに応ずる意志の示された保護者、教員、生徒への聞き取りを行った。インクルーシブな法律下での障害のある子どもの就学の困難さ、あるいは少人数による職業教育の利点などに加えて、Collège における学校

長の対応の違いから、学校間の格差の実態とその要因などの検討の必要性が明らかになった。実際に行ったインタビューに加えて、研究協力者を通じて、同種のインタビュー (フランスで公刊される予定) のテキストデータの提供をうけたことで、データの充実につながった。これに合わせて、現地の自閉症者の社会統合、学習障害・知的障害の教育に関するカンファレンスに参加することで情報収集ができた。なお、学習不振児部門が障害のある子どもの受け皿になった背景と経緯が 1909 年から 1988 年まで使用されたフランスの軽度知的障害の定義の 1989 年の変更であり、そこから、この児童生徒の一群が障害者から障害とは呼ばれない学習不振児として誕生したことが確認された。これは最終年度の公開シンポジウムで報告された。この事実により『障害のある生徒』と『障害のない学業困難児』を合わせて、フランス課程主義教育による通常教育からの分離が説明されることが示唆された。

平成 26 年度には Braga 2014: Embracing Inclusive Approaches conference in July, 2014 において、研究成果の一部を報告した。この大会は、CEC (Council for Exceptional Children) とポルトガルの Minho 大学の共催で 2014 年 7 月 14-17 日に開催された国際学会である。全体講演会や参加者との意見交換の中で、インクルーシブ教育の進展のためには通常教育のカリキュラムの在り方の検討が重要であることが示唆された。障害者の権利に関する条約に関する基調講演のほか、各国の特別なニーズのある子どもの教育に関する発表などから、学習困難児支援システムの違いなど、研究を進める上で参考となる情報を収集することができた。さらに、当該年度に入り別用務で訪問したベルギー王国フランス語圏共同体 (Fédération Wallonie-Bruxelles) における聞き取り調査から、フランスの障害児者の一部が同共同体へ越境入学するという事実が新たに判明した。この内容は、その後、フランス国营テレビで取り上げられるに至る。フランスのインクルーシブ教育の全体像を把握することを目的とする本研究課題を進めるにあたり、この実態調査が不可欠と判断し、同共同体教育大臣の特別教育補佐官 Paul-André Leblanc 氏に協力を求め現地調査を実施することにした。ブリュッセルとリエージュにある特別学校 (同国の 8 種別の特別学校のうち 7 種別を含む 6 校) を訪問した。そこでは、発達段階別のクラス編制、多様な指導の工夫、重度重複障害児への教員による指導体制など、フランスとは異なる就学の実態が確認された。また、Leblanc 氏らからは、フランス障害児を同共同体が無償で受け入れる現状や、保護者の期待の内容、さらに、今後は、何らかの形でフランスから就学経費を受け取る方策も検討していることが明らかになった。

最終年度のまとめとして「フランスにおけるインクルーシブ教育の現実と今後の展開を探る」と題した公開シンポジウムを開催した。シンポジウムでは研究代表者からフランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態についての報告をおこなった。統計資料をまとめたもののうち一部は以下の内容であった。なお、フランスの特別なニーズのある子どもの教育の現状は、通常学級へ就学する数の増加は見られる一方で、SEGPA 等への「インクルージョン」の傾向は、研究開始時の背景と大きな変化が見られていないことが理解される。

	初等教育段階			中等教育段階			初等中等教育	特別教育施設
	全体	個別統合	CLIS	全体	個別統合	UIS	全体合計	全体合計
2006年	111,083	71,399	39,684	44,278	34,928	9,350	155,361	76,951
2014年	151,412	103,908	47,504	108,529	75,941	32,588	259,941	77,962
増加率	136%	146%	120%	245%	217%	349%	167%	101%

国民教育省(2015):RERS(repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche), 2015より作成

図1 フランスにおける障害のある子どもの就学の変化(2005-2014)(単位:人)

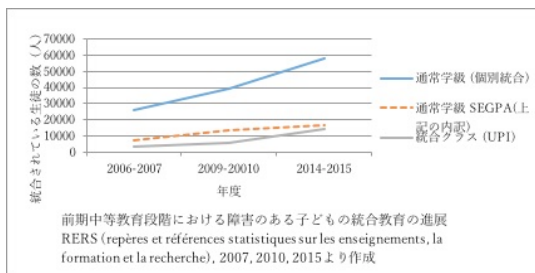


図2 前期中等教育段階における障害のある子どもの統合教育の進展

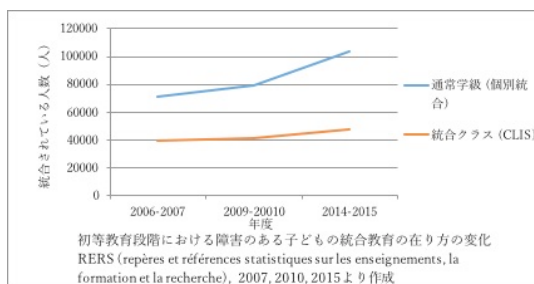


図3 初等教育段階における障害のある子どもの統合教育の在り方の変化

また、Philippe MAZERAU 氏 (Université de Caen Normandie) (本研究の協力者である INS-HEA の名誉教官 André PHILIP 氏の共同研究者) からフランスの学習不振児課程の成立過程とその現状を、次いで、Anne Auvrignon 氏 (Hôpital Armand-Trousseau) (「Exiles mentaux」(2014)の著者) は重度の知的障害児者のベルギーへの越境就学を含めた「sans solution (支援策無し)」と呼ばれる重要な課題が報告されて明らかになった。

まとめ

研究の目的に従って調査を進めてきた。学習不振児部門が障害のある子どもの受け皿になった背景と経緯が1909年から1988年のフランスの軽度知的障害の定義から1989年に変更となったことによること、そして、この児童生徒の一群が、障害者から障害とは呼ばない学習不振児として誕生したことが確認された。これは最終年度の公開シンポジウムで報告された。この事実により、『障害のある生徒』と『障害のない学業困難児』を合わせて、フランス課程主義教育による通常教育からの分離が説明されることが示唆された。また、研究の問題意識の1つである「sans solution (支援策無し)」と呼ばれる重度重複や重度の知的障害のある子どもたちの一部はベルギーへの越境就学の対象となるなど、研究課題遂行中に確認されたとともに、これに関する報告を公開シンポジウムで報告することができた。

フランスはインクルーシブ教育システムの構築に向けた改革を継続しており、教員資格の改革など、今後、引き続き注視が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

(1)棟方哲弥・田中良広 (2013) フランスにおける障害のある子どもの中等教育の現状と展望—権利擁護官 (Le Défenseur des droits) によるアンケート調査結果を中心に—, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第2号, pp.14-19.

〔学会発表〕(計 2件)

(1) Tetsuya Munekata, Yoshihiro Tanaka, & André Philip, Where should we go after the ratifications of CRPD? : Japan and France, Braga 2014: Embracing Inclusive Approaches conference in July, 2014

(2)棟方哲弥, フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態, 公開シンポジウム: フランスにおけるインクルーシブ教育の現実と今後の展開を探る, 平成28年3月18日, TKP 品川カンファレンスセンター・カンファレンスルーム4I会場

〔その他〕

(1)公開シンポジウムの開催: フランスにおけるインクルーシブ教育の現実と今後の展開を探る, 平成28年3月18日, TKP 品川カンファレンスセンター・カンファレンスルーム4I会場 (国際研究集会としてフランスより2名の研究者を招聘して開催)

6. 研究組織

(1)研究代表者

棟方哲弥 (MUNEKATA TETSUYA)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・企画部・上席総括研究員

研究者番号：70229938

(2)研究分担者

田中良広 (TANAKA YOSHIHIRO)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究
所・教育研修・事業部・総括研究員

研究者番号：70392933